

平成 23 年度定期監査（ 6 ）の監査結果に基づき講じた措置

平成 23 年度定期監査（ 6 ）の結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

記

1 指摘の内容

適切な事務処理の確保について

向山小学校の監査において下記の事実を確認した。

(1) 簡易工事における事務処理の遅延について

体育館天井照明水銀灯ランプ取替修理において、平成 23 年 9 月末に修理が完了しているにもかかわらず、監査日（11 月 17 日）当日、簡易工事書が未作成で、修理業者への工事代金も支払われていなかった。

(2) 複数社見積りの不徹底

モバイルプロジェクターなど競争性がある物品の購入において、複数社見積りが行われていなかった。

当該校からは、平成 22 年度監査での要請を受け、「簡易工事の実施にあたって、事務職員においては起案および発注を適切に行うこと、校長、副校長においては事案の決定手続きや履行の確認を適切に行なうことを確認した。起案文書は工事着手後等にまわることがないこととし、起案文書決裁後に発注することを徹底している。」旨の改善策についての回答があったところである。しかしながら、当該校においては、1(1)のとおり事務処理に不備な点があり、上記改善策が十分に実行されていなかった。

また、支払いの遅延は相手方に経済的な負担を与え、支払時期によっては遅延利息という予期しない支出も発生し、区政に対する信用や信頼を失わせかねない行為でもある。

については、事案の決定および発注などの事務処理が規則や規程等に基づき適切に行われるよう、上記で回答された改善策を着実に行われたい。

また、複数社見積りの徹底についても平成 22 年度の監査において口頭指導したところであるが、不十分であった。

については、原資が税金であること、また公正性の確保の観点から、競争性のある物品の購入に際しては、複数社見積りを徹底するよう事務処理を改善されたい。

2 講じた措置

監査での指摘事項を受け、下記のとおり事務処理の改善を図っていく。

- (1) 簡易工事における事務処理の遅延については、見積もりから起案、施工、支払いに至るまでの事務の適切な流れを校長、副校長、事務職員が改めて確認した。そして確認した流れで適切に事務処理を行うため、簡易工事の際の事務処理チェックリストを作成・使用し、校長、副校長、事務職員が一体となって再発防止を図っていくこととした。
- (2) 競争性のある物品の購入については、必ず複数社見積もりを取り、起案の際には見積書を添付し校長、副校長が確認を行うこととした。

上記の取組と共に、事務職員から副校長への報告、相談を徹底する事、また校長、副校長が定期的に予算の年間執行計画を基に予算執行の点検を行い、適正な事務処理の執行に努めていく。